

# 青森県報

第二千七百七十六号

平成十九年  
五月七日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

土地収用法による事業の認定……………(監理課) ……一

### 公告

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表……………(河川砂防課) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

建設業者の許可の取消し……………(中南地域) ……四

### 出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域) ……四

### 公安委員会

警備員指導教育責任者講習(特例措置講習)の実施……………(生活安全) ……五

## 告

## 示

青森県告示第三百八十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称  
むつ市

二 事業の種類  
下北駅前広場整備事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県むつ市下北町地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

本件事業は、むつ市における定住交流基盤整備の交通輸送体系の充実を図る施策の一環として、下北駅前広場を整備するものであり、法第三十二条に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当すると認められる。

このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、「人と科学が調和する 心豊かな 未来半島」を基本理念とし、定住交流基盤整備の交通輸送体系の充実を図る具体的な施策の中で、「鉄道交通輸送の充実」として本件事業の整備計画を策定しており、かつ、既に必要な財源措置を講じており、十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

むつ市は、下北半島の中核都市として商業をはじめとした各種機能が集積し、市民や広域住民の生活拠点として重要な役割を果たし、また、下北半島地域観光の玄関口として、東日本旅客鉄道株式会社大湊線(以下「JR大湊線」という。)、一般国道二七九号及び一般国道三三八号が通る交通の要所にある等、下北半島地域観光の起点として今後ますます重要性が高まることが予想される。

平成十四年十二月には東北新幹線盛岡・八戸間が開通し、新幹線効果としてむ

つ市をはじめとした下北半島地域の観光入込数や交流人口が増加している。しかし、JR大湊線下北駅前広場の現況は、大型バス二台分のバスプールが確保されているものの、大畑駅・佐井方向行及び恐山行のバスの発着回転スペースがなくバス停留所としてのスペースがとれないためにターミナル機能が著しく低い状況である。また、5台程度が駐車できるタクシー専用駐車場があるものの回転スペースがなく、使いづらいために駅舎前のスペースを十台程度がタクシープールとして利用している状況である。さらに、駅舎側方の北側には自転車利用者のために二〇〇台程度の駐輪スペースが確保されているが、整備が不十分であるために景観を損ねている状況である。加えて、駅駐車場を利用し、自宅から駅までの短距離交通は自動車、駅からの長距離交通は鉄道を利用する「パーク・アンド・ライド」等の新しい交通形態に対応するために駅舎側方の北西側には五〇台程度の駐車場を設けているものの、駅前広場全体が自動車と歩行者及び自転車の通行空間の区別がないために駅前広場内での交通事故の危険性が高い状況となっているなど、下北半島地域の中核都市であり下北地域観光の起点であるむつ市の玄関駅としての機能を果たし得ない状況となっている。

本件事業は、このような状況に対処するために、鉄道敷き及び東日本鉄道株式会社による下北駅前駅舎の移転に伴う駅舎と県道赤川下北停車場線との空間を利用し、並びに駅前広場と県道赤川下北停車場線との高低差を解消し、土地を有効に利用することにより、大型バスが回転できる通路を設けることで市内を循環するバスをはじめ広域バスや観光バスの乗り換えのためのターミナル交通を処理するスペースを整備して、自動車と自転車及び歩行者の通行を分離した「交通空間」とむつ市の玄関駅としての都市景観を形作る「環境空間」を整備する事業である。本件事業の施行により、自動車と自転車及び歩行者の通行空間が分離された「交通空間」が整備され、駅前広場に大型バスの安全で円滑な出入りが可能となることで、鉄道とバスの乗換が容易になり、ターミナル機能が確保される。また、駅前広場の安全な歩行空間が確保されるなど、安全性と交通利便性が向上することになる。さらに、下北圏域住民の公共交通の利便性が向上するとともに下北半島地域観光の振興と地域経済の活性化にも大きく貢献するものであり、本件事業により得られる公共の利益は存すると認められる。

一方、本件事業の施行により失われる利益として、工事施工中の騒音、振動及び供用後の施設利用者の車両による交通への影響が想定される。起業者は、工事施工に当たっては低騒音型及び排出ガス対策型の重機を使用し、騒音規制法及び

振動規制法などの関係法令を遵守して工事を行うものとし、供用後には駐車場利用者に対してアイドリングストップ等についての理解と協力を求める対策を講じることとしている。また、施設利用者の車両による県道の交通への影響は、広場内の通路が整備されることで、県道との出入りが円滑になること及び県道に設置されたバス停留帯のない「下北駅前バス停留所」が駅前広場に移転することで、バス停留時の県道の交通への影響が軽減するものと考えられる。

以上のことから、本件事業は、周辺地域に対する騒音・振動・交通渋滞の影響を最小限に止めるよう配慮されており、影響は軽微であると認められる。

また、周辺の自然環境への影響については、本件事業は環境影響評価法及び青森県環境影響評価条例に定められた対象事業に該当しない。さらに、史跡・文化財への影響については、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）等による文化財等の存在は確認されていない。

以上のことから、本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認められる。

起業者は、JR大湊線下北駅前広場について下北半島地域の中核都市であり下北地域観光の起点であるむつ市の玄関駅としての機能を果たしていないとしている。本件事業はその駅前広場を整備する事業であり、現在のJR大湊線と県道赤川下北停車場線との間の土地について従前の機能を確保する駅舎、駐車場、駐輪場、バスプール、タクシープール、通路、便所、観光案内板、緑地等の配置を行うものである。

また、これらの配置計画にあたっては、交通の拠点 人にやさしい施設 自然と調和した施設の3点の基本的な考え方を基に、9つのエリアに分けて駅舎、「交通空間計画」として、バスやタクシーのための回転通路エリア、一般車の乗降場スペース等に利用する駐車場エリア、バスやタクシーがプールとして使用するプールエリア、「環境空間計画」には、バス乗降場及びタクシー乗場の他、観光のための案内板、便所、駐輪場、休憩と待ち合わせできる休憩スペースを配置したサービスエリア、駅前広場を利用する歩行者及び自転車利用者のためのアクセシリア、駅舎の前には、歩行者のたまりと待ち合わせや休憩などのできるエントランスエリア、駐車場と駅舎の安全な歩行空間としての歩行通行エリア、施設空間を分離し、玄関駅としての風致美観を図る環境緑地エリアを配している。

よって、本件事業は既存の駅前広場の問題点を解決し、むつ市の玄関駅として整備するためのものであるため、起業地が最も適切であると認められる。

以上のとおり、本件事業により得られる利益と失われる利益を比較考慮した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

J R大湊線下北駅前広場の現状は、下北半島地域の中核都市であり下北地域観光の起点であるむつ市の玄関駅としての機能を果たし得ない状況となつているため、本件事業の施行により得られる利益はできるだけ早期に発揮される必要がある。

また、本件事業にかかる起業地の範囲は、本件事業に求められている役割を実現するために必要な最小限の範囲であり、さらに起業地の収用の範囲は、一時的利用に供されるものは存在せず、使用の手段は馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
むつ市役所 建設部 都市計画課

公 告

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

平成十九年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

岩木川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
後長根川	左岸 弘前市大字宮地字諏訪林 一―二番一〇地先の宮地橋下流端 右岸 弘前市大字宮地字諏訪林 一六二番一地先の宮地橋下流端	岩木川への合流点

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

平成十九年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

馬淵川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
熊原川	泉沢の合流点	馬淵川への合流点
種子川	左岸 三戸郡田子町大字田子字 川代五六番地先 右岸 三戸郡田子町大字田子字 川代三九番地先	熊原川への合流点

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川



青森県公安委員会告示第四十二号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成十七年国家公安委員会規則第十八号）附則第二条の規定に基づき、警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）による改正前の警備業法第十一条の第三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者に対する警備員指導教育責任者講習（以下「特例措置講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号、以下「講習規則」という。）第一条の規定により公示する。

平成十九年五月七日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

一 講習の区分、実施期間等

講習の区分	実施期間	実施時間
警備業法（昭和四十七年法律第十七号）以下「法」という。）第二号第一項第一号に規定する警備業務に係る特例措置講習（以下「一号特例措置講習」という。）	平成十九年六月二十五日（月）から同月二十八日（木）までの四日間	午前九時から午後四時五十五分まで
法第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る特例措置講習（以下「二号特例措置講習」という。）	平成十九年七月三日（火）から同月五日（木）までの三日間	午前九時から午後四時まで
法第二条第一項第三号に規定する警備業務に係る特例措置講習（以下「三号特例措置講習」という。）	平成十九年七月十八日（水）から同月二十日（金）までの三日間	午前九時から午後四時まで

二 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

各講習五十人（予定）

四 受講対象者

旧資格者証を有する者

五 受講申込みの手続き

- 1 受講申込みの受付期間等
- (一) 受付期間及び受付時間

講習の区分	受付期間	受付時間
一号特例措置講習	平成十九年六月四日（月）から同月八日（金）までの間	午前九時から午後五時までの間
二号特例措置講習	平成十九年六月十一日（月）から同月十五日（金）までの間	午前九時から午後五時までの間
三号特例措置講習	平成十九年六月十八日（月）から同月二十二日（金）までの間	午前九時から午後五時までの間

(二) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課申込み方法

五の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。）一通に、旧資格者証の写しを添付すること。

5 受講手数料

次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

(一) 一号特例措置講習 二万三千元

- (二) 二号特例措置講習 一万四千元
- (三) 三号特例措置講習 一万四千元
- 六 講習受付時間  
講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間
- 七 その他
- 1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- 2 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 八 受講申込みに関する問い合わせ先
- 1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課  
電話〇一七・七二三・四二一一内線三〇四五
- 2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭